

# 緑化計画について（概要）

## 1. 緑化計画対象

- 1 建築基準法第6条第1項に規定する確認を必要とする行為で  
ア 敷地の分割を伴うもので、分割前の敷地の面積が300㎡以上のもの  
イ 当該建築物の敷地が200㎡以上のもの
- 2 収容台数20台以上の自動車駐車場を設置し、敷地面積が300㎡以上のもの

※敷地が1,000㎡以上(国及び地方公共団体が有する敷地の場合は250㎡以上)の場合は、東京都との協議になります。中野区には副本の写し一式(認定印のあるもの)を提出してください。

【東京都担当部署】 環境局 自然環境部 緑環境課 指導担当 TEL:03-5388-3455

## 2. 緑化計画の基準概要

①地上部緑化(面積) 下の2つの計算式を使い、いずれか小さい方の値が緑化基準面積になります

$$\text{地上部緑化基準面積(㎡)} = \left\{ \begin{array}{l} 1. \{ \text{敷地面積} \times (1 - \text{建ぺい率}) \} \times 0.2 \\ 2. (\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 0.2 \end{array} \right\} \text{のうち、小さい方の値}$$

結果が16㎡未満の場合は地上部と接道部の緑化計画の提出は不要です。(分割を除く)

○「敷地の分割を伴うもので、分割前の敷地の面積が300㎡以上のもの」の計算については、「緑化計画の手引き」の2ページ「緑化計画の対象行為」及び5ページ「緑化計画の基準」を確認ください。

○樹木で植栽し、緑化基準面積の4割以上を高木・中木・生け垣で緑化してください。

○地上部が緑化計画対象外(16㎡未満)でも、建築物上の緑化計画書の提出が必要な場合があります。

②建築物上緑化(面積) 居住者が出入り・利用できる屋上・ルーフバルコニーが対象です

$$\text{建築物上緑化基準面積(㎡)} = \text{居住者が利用可能な屋上・ベランダ等の面積} \times 0.2$$

○計算した数値が、20㎡未満の場合は不要です。

○屋上・ベランダ等又は壁面の建築物上は、樹木・芝・多年草・ツル植物等で緑化してください。

③接道部緑化(延長)

※住宅以外の接道部緑化率は緑化計画の手引き参照

$$\text{接道部緑化基準延長(m)} = \text{敷地の接道延長の合計} \times \text{接道部緑化率(住宅は0.4)}$$

結果が2m未満の場合は不要です。

○道路と植栽の間にフェンスがある場合、接道部緑化として認定できません。

○原則として植栽地又は生け垣で樹木により行ってください。

## 3. 申請時期・申請先 令和6年5月7日より紙での申請から電子申請に変更となります。

○令和6年5月7日前までは、建築確認申請の7～10日前までに、申請書を正副2部、環境課窓口(8階10番)までご提出ください。

○令和6年5月7日より、建築確認申請の7～10日前までに電子申請してください。

○緑化計画書の提出にあたり、内容(主に緑化図)についてはメールによる事前相談をお勧めします。

緑化計画書申請フォーム <https://logoform.jp/form/Trw5/470324>

緑化完了届申請フォーム <https://logoform.jp/form/Trw5/475728>



緑化計画書申請フォーム



緑化完了届申請フォーム

注:申請フォームは令和6年5月7日まではアクセスできません